

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 7 日現在

機関番号：34310

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2015

課題番号：24720383

研究課題名(和文)戦後都市化による河川敷の変容に関する社会・政治地理学的研究

研究課題名(英文)Socio-Political Geographical Study on Transformation of Riverbed Areas by Urbanization in the Postwar Era

研究代表者

本岡 拓哉(Motooka, Takuya)

同志社大学・人文科学研究所・助教

研究者番号：60514867

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は戦後都市において、居住貧困層および社会的周縁層の「居住・生活」の「空間・場所」となった河川敷を研究対象に、戦後復興および都市化の中、いかなる政治的意図が絡み合い、そこでの生活がどのように変容していったのか、社会・政治地理学の観点からアプローチした。具体的にはまず「新河川法」制定をめぐる政治的状況を辿りつつ、広島市太田川や熊本市白川、静岡市安倍川の河川敷居住地区の状況とその変容、居住者の再定住の経緯を辿った。

研究成果の概要(英文)：The present study focuses on riverbed areas that became dwelling and living "space/place" for the residential poor and socially marginalised in the post-war urban areas. From the perspectives of social and political geography, This study investigated the ways in which life in these areas underwent a change during the period of post-war reconstruction and urbanization, as well as the political aims involved in these changes. More specifically, while retracing the political situation surrounding the enactment of the new River Act, we first examined the riverbed residential areas of locations such as Ota-gawa River of Hiroshima City, Shira-kawa River of Kumamoto City, and Abe-kawa River of Shizuoka City. This study observed the conditions of life there, how these conditions changed over time, and the circumstances surrounding the resettlement of residents.

研究分野：都市社会地理学

キーワード：河川敷 不法占拠 居住 都市 都市社会地理学

1. 研究開始当初の背景

近年、歴史学や建築学、都市計画学、社会学などで戦後日本の都市変容に関する研究が増加している。そのような中、地理学においても、戦後の都市空間誌として社会・政治地理学的アプローチの有効性が指摘され、「空間・場所の政治」を扱った具体的な実証研究が増加している。これらの研究では、「自然に形成された」と思われる戦後都市の様々な「空間・場所」が、実は多様な意図が絡み合い、政治的な力関係に左右されながら創出されたものであることが明らかにされ、既存の戦後都市史に新たな視点を与えていると言えよう。

研究代表者はこうした地理学からの戦後都市研究を踏まえ、これまで「不法占拠」地区や在日韓国・朝鮮人(在日コリアン)の集住地区「朝鮮部落」といった「空間・場所」にアプローチしてきた。ここでの成果としては、戦後、居住貧困層の集住地区として存在した「不法占拠」地区の状況を総体的に把握し、そして、「不法占拠」地区の形成から消滅までの過程を辿ることで、その「空間・場所」に向けられた差別や排除の問題の構造を解明し、更には、居住者、特に在日コリアンの居住権運動の存在を明らかにしてきた。ここでは、当たり前にも思われてきた「不法占拠」地区の消滅およびその住民の強制立ち退きの状況を再考することで、戦後都市における「居住」に関する構造的な問題や「居住の権利」運動の諸相を提示することができたかと思われる。また、「朝鮮部落」と呼ばれた「不法占拠」地区に暮らす日コリアンの生活史を辿る中で、地域からの排除や差別、貧困の残存といった側面だけではなく、地域住民や地域社会など地域を構成する様々な要素との関係性の上にかねらの生活が成り立っていたことも示すことができた。

以上の検討の中で明らかになったのが、戦後都市における居住貧困層および社会的周縁層と、河川敷という「空間・場所」との密接な関係である。都市化が進行するにつれて「不法占拠」地区は消滅していくが、1960年代に入っても依然として住宅不足の状況が続いていた。そうした中、都市内の「不法占拠」地区から立ち退きとなった居住者、とりわけ居住貧困層が新たに居を求めたのが河川敷であった。他の都市整備事業に比べ河川整備が遅れていたこともあり、河川敷は立ち退き者たちの再定住の場になりやすかったのである。また住宅差別を受けた在日コリアンなどの社会的周縁層、経済的社会的弱者たちもそうした河川敷に留まることとなったが、その一方で、都市部の河川敷は養豚業や廃品回収業などにも適した環境であったため、かれらはこうしたインフォーマルな労働によって賃金を獲得することも可能であった。

この河川敷については、主に民俗学者である森栗茂一の研究(『河原町の歴史と都市民

俗学』明石書店、2003年)があるが、様々な地区の状況の紹介はされているものの、戦後都市の変容との関係性やそれをめぐる政治的社会的状況についての実証分析はほとんどなされてはいない。すなわち、戦後における居住貧困層および社会的周縁層の「居住・生活」の「空間・場所」であった河川敷の変容過程、およびそれをめぐる様々な社会的状況や政治的意図については、これまで学問的に整理されておらず、検討の余地が残されている。

2. 研究の目的

戦後都市において、居住貧困層および社会的周縁層の「居住・生活」の「空間・場所」となった河川敷を研究対象に、それをめぐって戦後復興および都市化の中、いかなる政治的意図が絡み合い、そこでの生活がどのように変容していったのか、安倍川(静岡市)、太田川(広島市)、白川(熊本市)、新湊川(神戸市)の四河川の河川敷地区を研究対象地区に設定し(当初は紀の川(和歌山市)を研究対象に設定していたが、研究を遂行する上で、新湊川に変更した)、社会・政治地理学の観点から明らかにするものである。具体的な課題として、「新河川法」制定(1964年)をめぐり政治的意図の解明、戦後都市における河川敷空間の変容をめぐり「空間の政治」の検討、戦後都市における河川敷空間の生活実践/戦術の記憶の記録化といった3つの課題を設定する。

3. 研究の方法

本研究では、まず戦後都市における河川敷が政治的にいかに扱われたかを把握するために、「新河川法」の制定(1964年)をめぐり様々な動向を、国会議事録や各種メディアの言説から明らかにする。そして、安倍川(静岡市)、太田川(広島市)、白川(熊本市)、新湊川(神戸市)の四河川の河川敷地区を研究対象地区に設定し、戦後におけるそれぞれの地区の「生活・居住」の状況ならびにその変容過程、さらにはそれをめぐる社会的状況、政治的状況にアプローチするため、新聞記事や行政文書、各種統計、住宅地図などの分析、そして関係者(行政関係者や元居住者、周辺居住者)へのインタビュー調査を実施する。その中では、各地区において展開していた生活実践/戦術にまつわる記憶の記録化を行なう。

4. 研究成果

(1) 「新河川法」制定をめぐり政治的意図の解明

戦後都市の河川敷という「空間・場所」の変容を見る際に、1964年に制定された「新河川法」の影響は都市整備の制度的かつ実践的意味において非常に大きい。この「新河川法」が制定されるまでには、特に河川敷の占用を

めぐって国・地方・都道府県・市町村といったスケールごとの政治的意図の絡み合いが存在した。本研究はまず、この「新河川法」制定までの様々な議論の過程をまとめ、河川敷という「空間・場所」をめぐって絡み合う政治的意図の様態を解明した。

1960年頃になると、度重なる水害被害によって多くの都市で河川整備の遅れが社会問題化し、国会でも建設委員会や予算委員会などで積極的な対応が議論されることになった。法制度としても、戦後憲法の制定に伴い行政制度が大幅に変更したことに加え、水系一貫の全体計画に基づく治水事業、水需要の増大による合理的な水利用制度の確立、水資源の総合的な利用と開発などが新たに要請されているとして、治水・利水の両面から河川法の全面的な見直しが検討された。そして1964年になって漸く、旧河川法を全面的に改正する新河川法が制定された。このなかで河川敷地については、1964年の東京オリンピックを契機に「国民の健康・体力増強対策について」が閣議決定され、気軽な体力づくりや運動に親しめるような広場として都市周辺の河川敷が整備されるきっかけとなった。また、河川敷地の占用許可にかかわる基本的な方針として、1965年に「河川占用敷地許可準則」が定められた。これにより河川敷の整備及び管理は徹底され、河川敷での私的な「所有」はほぼ認められなくなり、公園や遊歩道などの「公的」な機能のみが許容されることになる。斉藤(2011)がH.ルフェブルの「空間の生産論」を踏まえ、「戦後日本の社会空間は、空間を裁断して断片化する空間の表象を確立することによって国土開発計画や都市計画を推進し、あわせてスペクタクルと視覚優位の表象の空間を打ち立てる」と述べているが、こうした事態が戦後の河川敷という空間をめぐっても展開されたのである。こうした観点から、河川敷のバラックは撤去対象となり、河川管理者である建設省ないし地方自治体による強制的な立ち退き(強制代執行)の正当性も社会に認可されるようになっていったのである。

(2) 戦後都市における河川敷空間の変容をめぐる「空間の政治」

近代化以降、度重なる水害被害を防ぐべく整備されてきた河川敷は、戦後の絶対的住宅難の中、居住貧困層および社会的周縁層の「居住・生活」の「空間・場所」となった。しかし、戦災復興による都市化、さらには「新河川法」施行によって、再度、河川敷は整備されていき、景観を大きく変容させていった。ただし、河川敷の変容をめぐっては、必ずしも行政による一方的な作用が働いていたわけではなく、地区居住者やさらには周辺地域の居住者、運動体の影響・作用もあったことを想定することが可能である。そこで本研究では、四つの都市の河川敷を対象に、その変容過程を辿り、かつ比較検討を行なうことで、

戦後都市における河川敷の変容をめぐって展開した「空間の政治」の状況を提示した。

河川敷居住地の形成と状況

戦後の日本では都市に引揚者を含む過剰な流入人口が発生し、戦災による住宅不足と相まって深刻な住宅難が生じていた。そのため、住宅を求める人々は、放置され権利関係が曖昧な河川敷にスクワットイング(不法占拠)を始め、バラック(不良住宅)を自分たちで建てていった。河川敷は都市中心部への至便性が高く、戦時体制以降の河川整備が遅れたこともあり、十分な資財を持たない流入者たちにとって格好の居住地となった。

こうした地区では、主に下層労働者が河川敷に住みつくようになり、彼らは廃品回収業(バタヤ)や養豚業を営んでいた。河川敷の不法占拠が始まった時期は一樣ではないとはいえ、1950年前後には各地で河川敷居住地の形成がみられるようになった。高架下や都市計画予定地など他の「不法占拠」地区の立ち退き者が河川敷に流入することによって、河川敷居住は次第に拡大し、長いものでは1980年代中ごろまで存続した。

河川敷居住地の消滅をめぐる「空間の政治」

戦後の日本で河川敷空間が管理の対象となったのは1960年代に入ってからである。1960年に「治水事業十箇年計画」が実施され、河川整備予算が拡大するとともに、1964年の新河川法など河川利用に関する法律が次々と制定されるようになった。この結果、河川敷の整備・管理が公的に強化されるとともに、私的な「所有」が排除され、防災公園や遊歩道といった「公的」な機能のみが許容されるようになった。また、国(建設省)・県・市が連携することによって、不法占拠対策に取り組んでいくようになった。

行政は河川敷居住者に対し、彼らが河川法に違反する「不法占用・占拠」者であるとして、立ち退き(自主移転)を促進させた。しかし、居住者の多くは立ち退き先の住宅や仕事の問題から、自主移転に抵抗する者も多く、居住者組織による反対運動も展開した。そのため、自治体によっては住宅地区改良事業により公営住宅団地を提供することで、穏便な解決を図っていった。

ここで注目すべき点は、河川敷から居住者を移転させるために行政がとった戦略である。行政はメディアを通じて、河川敷で不法に住まう居住者を、空間の防災や公共性を阻害する「スケープゴート」として位置づけ、住民の支持を得るよう画策した。また、居住者が主張するオルタナティブな空間利用(住み続ける権利)や代替的措置を否定するとともに、公営住宅を提供するという点で行政上最大規模の手当てを行っていることを提示した。これは、いわばブルドーザーや警官隊による「ハードな立ち退き」(強制撤去)と

いうよりも「ソフトな立ち退き」と理解されよう。結果的に、事例地区では河川敷居住者の全てが公営住宅をはじめとした各地へ転居するに至った。

(3) 戦後都市における河川敷空間の生活実践 / 戦術の記憶の記録化

戦後都市における河川敷は極度の絶対的住宅難の状況から居住貧困層・社会的周縁層の「生活・居住」の「空間・場所」となっていた。そこでの居住環境と生活状況は、居住者に対する社会的・経済的剥奪の状況から非常に劣悪なものだったと言われている。そのような中、居住者たちは周囲の地域との関係を維持しながら、独自の生活実践 / 戦術を実施していた。本研究では特に広島市の太田川放水路沿い旭橋下流地区を事例に、その内部の状況および、集団移住をめぐる居住者の連帯と行政交渉における戦術のあり方を明示した。

戦前から開始されていた太田川放水路の開削工事は、太平洋戦争の激化によって一時的に工事が中断する中、放置された河川予定地には多くのバラックが立ち並んだ。1950年代にかけて、放水路沿いのうち、福島地区では部落解放運動の中で多くの居住者が近隣の地区へ集団移住を遂げる中、在日朝鮮人が集住した旭橋下流地区は1960年代に入っても放置され、70世帯、198人が居住していた。しかし、行政からの立ち退き勧告が強まる中、居住者たちは連帯し、立退対策委員会を組織し、集団移住のための交渉へと入ることになる。こうした居住者の連帯と組織化が成立した背景には、地域の社会・空間的特性や歴史的背景の影響、さらには自生的リーダーやキーパーソンによる居住者に対する働きかけがあった。

また、当該地区の撤去および居住者の移住めぐって、行政当局は県有地の払い下げのほか、移転補償金の支給、仮設住宅の供給、養豚業の廃業補償などを実施した。これらの補償を行なうことを決めた背景には、隣接する福島地区で補償を実施していたこと、再度の「不法占拠」を防ぐため、太田川放水路事業の完遂のためという三点の理由があった。ただ、必ずしも行政当局は居住者の意向通りに補償を行ったわけではなく、可能な限り補償を最小限に抑えるべく交渉の場で多様な実体的 / 心理的戦略を駆使していた。また、その一方で居住者組織も補償を最大限にするべく激しい / 静かな戦術を取っていたのである。このような行政側の戦略と居住者組織の戦術のせめぎあいが行われた結果として、集団移住が成し遂げられたと言える。

(4) 本研究の意義と今後の展望

古来より日本では、河川敷は「交換・交流」という社会的・経済的結節機能を有しており、その利用のあり方は多様であった。しかし、近代以降の河川は、水害を防ぐための整備対

象として当然のようにみなされてきた。ここでは多様な河川敷の利用のあり方が捨象され、時に「不法」という名で特定の利用が取り締まられているのが現状である。本研究では、河川敷利用の実態を実証的に明らかにし、その景観・機能の変容をめぐる政治的意図の解明やそこでの生活実践 / 戦術の多様性に光をあてることによって、現代都市の河川敷に対する見方や認識の限定性を浮き彫りにするとともに、今後の河川敷利用に対してより開かれた理解への可能性を提示することが期待できる。

さらに本研究は都市社会・政治地理学の観点から、近年、改めて注目されているアンリ・ルフェーブルの「空間の政治」や「都市への権利」を背景にした実証的分析と言える。したがって、本研究は現代の日本の都市に対して上記理論をいかなる方法で導入するかを示すものであり、河川敷を扱う隣接諸分野の視座にも学術的な影響を与える可能性があると予想される。

今後は、現代日本の都市における河川敷の利用実態を把握し、そしてそれをめぐる政治・社会的状況を解明していく予定であるが、既に、科学研究費(若手研究B)「都市の河川敷の利用をめぐる社会・政治地理学的研究」(研究課題番号:15K16891)の研究を遂行している。

引用文献

斉藤 日出治、空間論の新しい方法基準
空間の政治、吉原直樹・斉藤日出治
編、モダニティと空間の物語-社会学のフ
ロンティア、東信堂、2011、295-296

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

(雑誌論文)(計5件)

本岡 拓哉、戦後、集団移住へ向けた河川敷居住者の行政交渉 広島・太田川放水路沿いの在日朝鮮人集住地区を事例に、社会科学、査読有、46巻1号、2016、掲載決定

本岡 拓哉、戦後、集団移住へ向けた河川敷居住者の連帯 広島・太田川放水路沿いの在日朝鮮人集住地区を事例に、社会科学、査読有、45巻3号、2015、25-53

本岡 拓哉、1950年代後半の東京における「不法占拠」地区の社会・空間的特性とその後の変容、地理学評論、査読有、88巻1号、2015、25-48

稲津 秀樹、本岡 拓哉、中西 雄二、野上 恵美、神戸長田の記憶風景を描き

なおす まちかどの共在する記憶へ / から、生存学、査読無、vol.6、2013、298-318

本岡 拓哉、戦後、消滅した在日朝鮮人の集住地区、コリアンコミュニティ研究、査読無、VOL.3、2012、65-71

〔学会発表〕(計5件)

稲津 秀樹、本岡 拓哉、野上 恵美、中西 雄二、「復興都市」を問いなおす「阪神・淡路大震災」後の神戸長田から、カルチュラル・タイフーン 2015、2015年6月13日、リバティ大阪(大阪府・大阪市)

本岡 拓哉、戦後都市における河川敷居住とその立ち退き問題、人文地理学会政治地理研究部会第15回研究会「所有と立ち退き」、2015年5月31日、同志社大学(京都府・京都市)

本岡 拓哉、都市の自生的集落としてのバラック街、同志社大学人文科学研究所第85回公開講演会、2015年1月31日、同志社大学(京都府・京都市)

本岡 拓哉、広島・太田川放水路整備と河川敷居住 集団移転へ向けた住民の連帯・行政との交渉を焦点にして、人文地理学会大会、2014年11月9日、広島大大学(広島県・東広島市)

本岡 拓哉、戦後都市における河川敷居住の存続要因 熊本・白川を事例に、日本地理学会大会、2014年3月28日、国土館大学(東京都・世田谷区)

〔図書〕(計2件)

共在の場を考える研究会(本岡 拓哉、稲津 秀樹、野上 恵美、中西 雄二)編、まちかどの記憶とその記録のために 神戸 長田から / へ vol.2、2015、138

在の場を考える研究会(稲津 秀樹、本岡 拓哉、中西 雄二、野上 恵美)編、まちかどの記憶とその記録のために 神戸 長田から / へ、2012、103

6. 研究組織

(1) 研究代表者

本岡 拓哉 (MOTOOKA, Takuya)
同志社大学・人文科学研究所・助教
研究者番号：60514867